

事 務 連 絡

平成23年4月14日

石巻市立大川小学校

御担当者 殿

福利課企画管理班

死亡退職者に係る退職手当について

この度の大地震により多大な被害を受けられたとのこと、心よりお見舞い申し上げます。復旧作業など大変ご多用のところ誠に恐縮ですが、標記につきまして別添のとおり関係書類様式を送付いたしますので、手続き等の確認をお願いいたします。

なお、退職手当を受給すべき遺族につきましては、県条例において下記のとおり規定されておりますのであわせてご確認いただきますようお願いいたします。

また、各手続きの問合せにつきましては、退職手当関係：福利課企画管理班(022-211-3672)、年金関係：福利課給付班(022-211-3677)、互助会関係：互助会事業班(022-211-3678)となります。

書類の提出先は東部教育事務所総務班(担当：八巻主事)となります。

よろしくようお願いいたします。

記

1 職員の退職手当に関する条例第2条の2(遺族の範囲及び順位)

第1項 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

第1号 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

第2号 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

第3号 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

第4号 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

※ 第2項以下省略。決定(優先)順位は第1号→第4号の順で各号内においては記載の順。

担当 教育庁福利課企画管理班

退職手当担当 佐藤

電話 022-211-3672

FAX 022-211-3695